

奈良県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、曲川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	井上 和勇	橿原市曲川町二一六一五
〃	吉田 敬和	〃 〃 〃 一―五―五
〃	松村 雅由	〃 〃 〃 二―八―五七
〃	竹村 忠弘	〃 〃 〃 五―六―二〇
〃	鈴木 教仁	〃 〃 〃 六―九―一〇
〃	西川 実	〃 〃 〃 二―六―一九
監事	松村 宏信	〃 〃 〃 五―一―三六
〃	石田 正博	〃 〃 〃 一―一―三〇

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	新口 博俊	橿原市曲川町二一七―七
〃	今中 正司	〃 〃 〃 五―二―三五
〃	米田 嘉之	〃 〃 〃 三―五―三〇
〃	植松 基員	〃 〃 〃 一―一―二二
〃	今村 泰浩	〃 〃 〃 五―八―四七
〃	藤井 政徳	〃 〃 〃 一―五―八
監事	松村 勝秀	〃 〃 〃 一―一―一二
〃	安田 博司	〃 〃 〃 一―四―二〇